正する条例に 岐阜県行政手続等に 0 1 7 おける情報通信の技術 の利用 に関する条例 \mathcal{O} --- 部を改

うに定めるものとする。 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例の 一部を改正する条例を次 0 ょ

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

正する条例 岐阜県行政手続等における情報通信の技術 の利用 に関する条例 \mathcal{O} 部を改

号) 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の一部を次のように改正する。 (平成十六年岐阜県条例第九

題名を次のように改める。

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 推進計画等 (第四条 第五条)

第二節 手続等における情報通信技術の利用 (第六条 第十条)

第三節 添付書面等の省略 (第十一条)

第四節 その他の施策 (第十二条・第十三条)

附則

第三章

雑則

(第十四条

第十六条

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 五十一号)第十三条第一項の規定の趣旨にのっとり、 この条例は、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百 情報通信技術を活用した行政の推進につ

発展に寄与することを目的とする。 率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、 なる事項を定めることにより、 会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために いて、 その基本原則及び情報システム 手続等に係る関係者の利便性の向上、 の整備、 情報通信技術 もって県民生活の向上及び県民経済の の利用のため 行政運営の簡素化及び効 の能 力又は利用 健全な ・必要と \mathcal{O}

の」に改め、 らの \mathcal{O} 下に 第二条第一号中 機関 「を含む。 0 職員であっ 同条第三号を次のように改める。 以下同じ。 \neg 規則」 て法令若 \subseteq を「及び規 しくは条例等により独立に権限を行使することを認めら を加え、 劐 同条第二号中 に改 Ó 「を含む。 「又は対 議会」 _ を を削 若 り、 「企業管理 は 議会又は れたも 規 これ

二 県の機関等 次に掲げるものをいう。

イ 県の機関

口 二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 県が設立し た地方独立行政法人 (地方独立行政法 \smile 人法 (平成十五年法律第百十八号)

ハ る指定管理者をいう。 県の 公の施設の管理を行う指定管理者 (地方自治法第二百四 十四条の二第三項に は規定す

改め 条例等」 二条第四号中 同号に後段として次のように加える。 「県の機関及び指定管理者 「図形等」を「図形そ 以下 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} _ 「県の機関等」とい に改め、 同条第七号中 . う。 「条例等」 _ を 「県 を \mathcal{O} 機関等」 「法令又は

きは、 経由機関から れる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。 この場合にお それぞれ 当該申請等については、 別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。 他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に 1 て、 経由機関 当該申請等をする者から経由機関に対して行われ (条例等の規定に基づき県の機関等以 以下この号におい 対して行われ 外の者を経由し て同じ。 \smile るも るもの及び が のごと あ 7 ると 行わ

る 第二条第八号中 「条例等」 を「法令又は条例等」 に改め、 同号に後段として次 のよう に 加

きは、 に、 処分通知等における当該県 $\overline{\mathcal{O}}$ それぞれ 0 及び 当該処分通知等に 場合にお 経 別 由機関が 1 の処分通知等とみなして、 て、 経由機関 他 0 \mathcal{O} Vの機関等以外の者を 経由機関又は当該処分通知等を受ける者に ては、 (条例等の 当該処分通知等を行う県 この条例の規定を適用する。 規定に基づき県の いう。 以下この号にお 機関等以 \mathcal{O} 機関等が経由機関 ĺ١ 外 . 対 し て同 の者を経由し て行うも ľ 対 が のごと *あると て 行う

は条例等」に、 第二条第九号中 「作成し」を「作成し、 「条例等」を「法令又は条例等」に改め _ に改める。 同条第十号中 「条例等」 を 「法令又

第七条を削る。

第六条第一項中 「県の機関等は、 _ を削 り、 「規定により」 を 「規定において」 に、 「として

えて」 には、 磁的記録」に、 いる 第九条とする。 条第三項中 て 「規定する」を を削 に、 を「が規定され 当該署名等」 トとし 「第一項の場合にお 「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」 「の作成等を」 ているも に、 ょ ている」 り」に改め、 「県の \mathcal{O} に、 を 機関の」 を 11 て、 が 「によ 「県の が規定され 県の機関等は、 「みなして、 を <u>n</u> 機関 「規則で」 に改め、 ているも の」を「規則で」に _ _ に改め、 の下に 同条第二項中 を「作成等のうち」 のを第 「当該条例等その 一項の 「当該署名等に」 改 「前項の規定」 電磁的記録により行う場合 書面 に、 を 他 「に関する他 を削 の」を加 等の作成等に 「より」を を 「前 え、 項の 同条を 「お 戸

えて」 該条例等そ に関する」を 磁的記録に記録されて . る 第五条第一 を「が規定されている」 を削 り、 0 他の」 項中 「に関する他の」に、 「の縦覧等を」を 「県 を加え、 \mathcal{O} いる事項又は書類」に、「を書面等により行うもの 機関等は、 同条を第八条とする。 に、 「により」に改め、 「規定する」を _ 「県の機関 を削 り、 の」を「規則で」に改め、 「規定により」 「より」 同条第二項中 に改め を 「規定に 「前項 「みなして、 お として規定した縦 の規定」を 「書面等の縦覧等に代 į١ . て に、 の 下 前 کے 項 に 0 雷 7

第四条第一項を次のように改める。

旨の 定め その る。 ただ 分通知等 規則で定める方式による表示をする場合に限 るところによ 他のその方法が規定され 当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処 のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定 り、 規 鴚 で定め ているも る電子情 \mathcal{O} É つい 報処 \mathcal{T} 理組 る は、 織を使用す 当該条例等 理 組織を使用する方法により受け にお る方法に \mathcal{O} 規定に いて書面等 より カュ カュ わ に いらず、 より うことが 行うこと 規 でき

三項中 により 第四項中 ぉ する方法によ 第四条第二項中 V 「規定」 て」に、 「規定する方法」に改め、 行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、 第一 を削 を「電子情報処理組織を使用する方法」に、 ŋ 項の場合にお 「としているもの 行う場合には、 「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」 同 条に次 \mathcal{O} 1 て、 「みなして、 項を加 当該署名等」 」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組 県の機関等は、 える。 _ に、 の 下 に 「県 _ を「処分通知等のうち」 0 「当該条例等その他の」 機関 「同項の」 \bigcirc を 「規則で」 を 「当該」 に、 に、 を加え、 に改 「規定する書面 に改め、 か、 ょ 「を書 温織を使 ŋ 同 Ĺ 同条 条第 面

二項中 分通知 認め のうち に係る書面等の 分通 6 に第一項の れ 行行 る部 のうち当該 知等を受ける者に わ 分が れた処分通知等」 うちにその原本を交付 電子情報処理 ある場合とし 部 分以外の つい 部分に て規則 て対面 とあるの 組織を使用す で定め する必 つき、 により は 要が 本人 る場合に る方法に 前各項の規定を適用する。 行 確 あるものがあ われた処分通知等 認をするべ は、 より 規則 行うことが き事情 で定めるところによ る場合その (第五項の規定により前 困難又は著 が この場合にお あ 他の当該 る場合、 しく不適当と 5处分通 分 11 て、 涌 知 知 処 等 項

の規定を適用する部分に限 る。 以下 \mathcal{O} 項から第四 項までにお V て 同

第四条を第七条とする。

第三条第一項を次のように改める。

その 続した電子情報処理組織 置を含む。 ころによ 方法が規定され 請等のうち当該申請等に関する他 V) 以下同じ。 規則で定める電子情報処理組織 て V をいう。 とその手続等 るも のに 以下同じ。 0 1 \mathcal{O} て \mathcal{O} 相手方の使用 は 条例 (等の規定に 当該条例等 (県 を使用する方法により行うことができる の機関等 に係る電子計算機とを電気通信回 お \mathcal{O} 規定に の使用に係る電子計算機 11 て書面 かかわらず、 等 に より 行 規則 うことその で定め 入出 ると 力装 他 \mathcal{O}

を「お 名等 第十一条に 理組織を使用 使用する方法により行う場合には、 により行うものとして規定した申請等に 「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「 「規定する方法」 関する法 第三条第二項中 に代えさせる」 同条第四 いて」 お 律 に、 項中 した個人番号カ VI 伞 て同じ。 成二十五年法律第二十七号) に改 「前項の規定」 「としてい 「第一項の場合におい を「代える」 め 「みなして、 \mathcal{O} 、るもの」 利用その K に改め、 を (行政手続における特定の個 当該署名等」 前 を 他 <u>_</u> 0 て、 関する」 項の電子情報処理組織を使用する方法」に、 「が規定されてい 同条に次 を加え、 県の機関等 下に 第二条第七項に規定す に改め、 を 「当該条例等その の二項を加える。 「に関する他の」に、 「県の機関の は 同 るものを第一項の電子情報処理組織を 項の」を 「かかわらず、 」を「申請等のうち」に、 人を識別するため 他の」 「当該申請等を受ける」に る個・ を 「規則 を加え、 [人番号カ _ 「規定する書面等」を \mathcal{O} 下に で \mathcal{O} 番号 に、 同条第三項中 「電子情 K 「を書 「より」 \mathcal{O} を 「当該署 利 面 改

5 が 用する方法そ 使用料又は手数料の が規定され できる。 申請等 のうち当該申請等に関する他の条例等の規定にお て $\tilde{\mathcal{O}}$ 1 るも 他 \mathcal{O} 納付につい 情報通信 のを第一項の電子情報処理組織を使用 技術を利用する方法 て は、 当該条例等 であ の規定にかかわらず、 って 規則で定め する方法により行う場合に いて使用料又は手数料の るも 電子情報処理組 $\tilde{\mathcal{O}}$ をも 0 てす は 付 ること 0 当該 を使 方法

る。 部 \mathcal{O} 等 分以 のうち 電子情報処理組織を使用する方法に 申 請等をする者に る場合と 以下この項から第五項までにおい とある にその \mathcal{O} 部 分に して規則で定める場合に 0 原本を確認する必要が は 0 き、 0 行行 V 前各項の て対面 わ れ た申 により 規定を適用する。 請 等 て同じ。 あるも より は、 本 (第 六 人 規則で定めるところ 行うことが困難又は著 確認をする \mathcal{O} 項の が _ ある場合その 規定に とする。 $\bar{\mathcal{O}}$ べき事情 場合に ょ り前 によ お 他 があ 項 11 L の当該申請等 \mathcal{O} る場合、 て、 り、 < 規定を適用 不適当と認め 当該 第二 項 审 申 清等 中 のうちに 請等に係る書面 する部 行行 \dot{O} 5 Š わ れ 分に 第一 る部 n た申

6

第三条を第六条とし 同条の前に次の 条、 章名、 節及び節名を加える。

(基本原則)

情報通信技術を活用した行政の 推進 は、 情 報通信技術 \mathcal{O} 利 用 0 ため \mathcal{O} 能 力 又は 知 識経

- か ともに、 用して行われるようにすることにより、 つ的 手続等及びこれに関連する県 確に行わ 当該事務の自動化及び共通化を図り、 れるようにすること。 0 機 関等の 手続等に係る時間 事務 もって手続等が利用しやす \mathcal{O} 処理に係 る 場所その 連 \mathcal{O} 行 程が 他 \mathcal{O} 情 ٧١ 制約を除去すると 報 方法により迅速 通信技術 を利
- 用した当該情報 \mathcal{O} 県の機関等に提供 とすること。 の共有を図ることにより、 だされ た情報に 0 11 T は、 当該情報と同一 県 0 機 関等が の内容の 相 置に 連携 情報 て情報 \mathcal{O} 提供を要し シ ス テ な Δ を
- 三 機関等が相互に連携することに とができるようにすること。 社会生活又は事業活動に伴 11 より、 同 __ \mathcal{O} 情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うこ 機会に通常必要とされる多数の 手続等 に 0 V て、 \mathcal{O}

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 推進計画等

(推進計画)

- 四条 第四 政の た行政の推進に関する計 推進を図るため 項を除き、 知事 は、 以下単 情報通信技術を利用し に必要な施策を総合的 に 画 「情報シ 以下 ステ 「推進計 \angle て行 という。 画 か わ れ つ計画的に実施する という。 る手続等に係る県 \mathcal{O} 整備その を定め なけ ため、 0 他情報通信技術 機関 れ ばな 情 \mathcal{O} 情報 報 6 通 な 信技術を活用し を活用 ステ V A した行 (次条
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
- 情報通信技術を活用した行 政 \mathcal{O} 推 進に 関する基本的な方針
- 三 対象となる手続等の範囲
- 四 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容
- 3 したときも、 知事は、 推進計画を定めたときは、 同様とする 遅滞なく、 これを公表しなけ ればならない。 これを変更

(県の機関等による情報システムの整備等)

- 第五条 しなけ の推進を図るために必要な施策 れば 県の なら 機関 ない は、 推進計画に 従っ (第三項にお て情報シ V ステ 7 Δ 「情報 の整備 シ ステ その A 他情報通信技術を活用し \mathcal{O} 整備等」 とい . う。 を実施 た行 政
- 2 び信 県の 機関は、 頼性を確保するために必要な措置を講じなければなら 前項に規定する情報システム \mathcal{O} 整備に当たっ ない ては、 当該情報システム 0 安全性
- 3 を利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化その 機関は、 情報システ L の整備等の実施に当たっては、 これと併 せ て、 当該情報シ ス 他の テ

見直しを行うよう努めなければならない。

- 4 通信技術を活用した行政 て、 第二条第三号ロ及び 情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報シ ハに掲げる者は、 の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなけ 県の機関が 前三項の規定に ステム 基づき講ずる措 \mathcal{O} 整備その ればなら 置 他 の情報 な 準
- 5 県は、 他 \mathcal{O} 必要な措置を講ずるよう努めなければならな 第二条第三号ロ及びハに掲げる者が講ずる前項の施策を支援するため、 15 情報の 提供

第二節 手続等における情報通信技術の利用

本則に次の一条、二節及び一章を加える。

(適用除外)

次に掲げる手続等に つい ては、この節 の規定は、 適用 な VI

- 一手続等のうち、 る方法によ \mathcal{O} 事由 許可証その により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その り行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により 他 の情報通信技術を利 確認 する必要が 用 あ す る
- るものを除 方法その 手続等 第七条第一 他 のうち当該手続等に関する他の条例等 の情報通信技術を利用する方法によ 項、 第八 条第一 項又は前条第一 り行うことが規定され の規定におい 項の 規定に基づき行うことが て電子情報 て 1 処 理 る t 組 規定され \mathcal{O} 織 を使用 (第六条第 する て

第三節 添付書面等の省略

第十一条 等により確認すべき事項に係る情報を入手し、 者が行う電子情報処理組織を使用 れているものに あって当該申請等に関する他の条例等 ことを要しな の区分に応じ規則で定めるものにより、 申請等をする者に係る住民票の こついては、 当該条例等の規定にか した個人番号カ の規定に 直接に、 写し、 お 登記事項証明書その 又は参照することができる場合に ド かわらず、 V 又は電子情報処理組織を使用 て当該申請等に際 \mathcal{O} 利用その 県の 機関等が、 他の措置であ 他 し添付することが規定さ \mathcal{O} 規則で定める書面等 当該申請等をする 0 て当該書面等 は、 て、 添付する 当該書面 で

第四節 その他の施等

情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

に相談、 基づく情報通信技術 便益を享受できるよう、 な施策を講じなけ 確保及び資質 県は、 助言その他 \hat{O} 向上 情報通信技術を活用し ħ ばならな \mathcal{O} \mathcal{O} の援助を求めることが 利用 ため 情報通信技術 元のため の施策その \mathcal{O} 能 た行政 力又は利用 他の年齢、 \mathcal{O} 利用 できるようにするため 0 の推進に当たっては、 ための能力又は知識経験が十分でな 身 の機会における格差の是正を図るため 体 的な条件、 の施策、 地 理的 全ての な 当該援 者が 制約そ 情報通信技 \mathcal{O} 助 他 V を行う者の · 者が \mathcal{O} 要因に に 必要 身近 \mathcal{O}

(市町村との連携等)

るものとする が行う情報通信技術を活用した行政の推進を図るための施策に対し必要な支援を行うよう努め 県は、 この条例の施行に当たっ て、 市町村との 連携及び協力を図るとともに、 市 町村

先三章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十四条 状況について、 請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に 知事は、 インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県 $\hat{\mathcal{O}}$ 機関に係 関する

第十五条 ものとする。 用した行政の推進に関する状況について、 とができる当該者に係る申請等及び処分通知等その他この条例 第二条第三号ロ及びハ に掲げる者は、 インターネット 電子情報処理組織を使用する方法により行 の利用その他の方法により公表する の規定による情報通信技術を活 うこ

(委任)

第十六条 この条例に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほか、 この 条例 の施行に関 し必要な事項は、 規則で定め

附則

別表を削る。

(施行期日)

- この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 例第二条第八号に規定する処分通知等をいう。 定する処分通知等をいう。 (以下 (新条例第二条第七号に規定する申請等をいう。 「新条例」という。 この条例による改正後の岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例 $\widetilde{\mathcal{Z}}_{\mathcal{O}}$ 「旧条例」 条例による改正前 という。)第六条及び第七条の規定は、 $\overline{}$ \smile の岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 について適用し、 第二条第七号に規定する申請等をいう。 同 につい 日前に行われた電子情報処理組織による申請 この条例の施行の日以後に行われる申請等 又は処分通知等 ては、 なお従前の例に (新条例第二条第八号に規 $\overline{}$ 又は処分通知等 (以下 (旧条
- 3 等に この条例の施行 これらの規定を適用する。 ついては、 新条例第八条又は第九条の規定により行われてい の際現に旧条例第五条又は第六条の規定により行われ る縦覧等又は作成等とみなし て 1 る縦覧等 文は作成

改正) (岐阜県民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 \mathcal{O} 技術 \mathcal{O} 利用に関する条例 \mathcal{O}

4 十八年岐阜県条例第十二号) 岐阜県| 民間事業者等が行う書面 の一部を次のように改正する。 の保存等における情報通信 \mathcal{O} 技術 \mathcal{O} 利用に関する条例 (平成

る 阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」 第二条第一号ハ中 「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を に改め、 同号ニを次のように改め 「岐

= る者 岐阜県情 報通信技術を活用した行政の 推進等に関する条例第二条第三号ロ 及び

を 第二条第九号ただし 「岐阜県情報通信技術を活用 書中 「岐阜県行 た行政の推進等に関する条例」 政手続等に おけ る情 報通信 に改める。 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利用 関する条例

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

5 ように改正する。 岐阜県使用済金属類営業に関する条例 (平成二十五年岐阜県条例第二十八号) の — 部 を次

項 を活用した行政の推進等に関する条例第七条第一項」 政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項」 例」を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」 「第七条第一項」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」 第十八条第二項ただし書中 「第四条第三項」 を 「第七条第三項」 「岐阜県行政手続等における情報通信 に改める。 に、 に改め、 「第三条第一項」 に、 の技術の利用に関 を 同条第四項中 「岐阜県情報通信技術 「第四条第一項」を を 「第六条第一 「岐阜県行 する条

提案説明

ため の健全な発展に寄与するため、 素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、 した行政の推進に 行 に必要となる事項を定めることにより、 政手続等における情報通信 うい て、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により この条例を定めようとする。 \mathcal{O} 技術の利用に関する法律の 手続等に係る関係者の利便性の向上、 ŧ 部改正に鑑み、 って県民生活の 向上及び県民経済 情報通信技術 手続等を行う 行政運営の簡 を活